

## [事案 2025-64] 入院給付金支払等請求

・令和 8 年 2 月 2 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2025-61] [事案 2025-62] [事案 2025-63] [事案 2025-65] の申立人と同一人である。

### <事案の概要>

重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和 6 年 5 月に大腸内視鏡検査のため入院したため、令和 6 年 3 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 令和 6 年 5 月に受診した医師により、大腸ポリープと診断され、入院および手術をすると説明を受けた。
- (2) 保険会社は、給付金累計額が著しく過大との理由で本契約を解除したが、何をもって著しく過大と判断されたのか、その明確な根拠や基準は一切提示されておらず、非常に不透明である。
- (3) 重大事由の発生日を令和 6 年 3 月とするのであれば、その日以降に支払った保険料は、全額返金されるべきである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約者が「将来確実に発生するわけではないリスクに備えて多額の保険料を負担して多くの保険契約に加入すること」は経済的にも合理性を欠き、そのような不合理な選択をすることはおよそ一般的ではない。
- (2) 申立人は、当社を含めて 10 社 10 件の医療保障または医療保障のある契約に加入しており、うち 9 社 9 件につき令和 6 年 2 月および 3 月に加入し、それら 9 件全てに 1 日以上入院で支払われる入院一時金保障特約がつけられている。このような申立人の加入状況は、保険制度の目的に反する状態がもたらされていると考えている。
- (3) 当社の調査によれば、申立人が入院した病院は、「検査だけの場合は外来、ポリープ切除すれば一泊入院」であるところ、同病院の医師の回答書には、申立人が「不安が強く夜も寝られないため、強く入院検査を希望」したこと、「入院の目的は本人の強い希望」であること、また、本入院の必要性については「無」との回答があった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、多重契約の経緯および必要性、契約者・被保険者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、

入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。